

脳卒中に罹患した場合 【障がい保険金】



お支払い
できる場合

突然、言語が喋りにくくなり、頭部CT検査の結果、所定の「脳卒中」と診断され、その**治療のための所定の手術**を受けた場合

▶ 脳卒中の**治療のための所定の手術**を受けていますので、障がい保険金をお支払いします。



お支払い
できない場合

突然、言語が喋りにくくなり、頭部CT検査の結果、所定の「脳卒中」と診断されたが、その**治療のための所定の手術を行わず、30日経過後**に症状が治まり、言語機能や麻痺などの後遺症もないと診断された場合

▶ 脳卒中の**治療のための所定の手術**を受けておらず、初めて医師の診療を受けた日から**60日以上、他覚的な後遺症**が継続していないため、障がい保険金をお支払いできません。

解説

- 上記の例では、脳卒中（くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞）により**初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障がい、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、または脳卒中の**治療のための所定の手術**を受けられた場合に、障がい保険金をお支払いします。**
- お支払いの対象となる「脳卒中」は約款に定められている要件を満たすことが必要であり、**「外傷性くも膜下出血」、「非破裂性の脳動脈瘤」、「一過性脳虚血発作」**などはお支払いの対象となりません。



- 2016年4月1日以前にご加入の場合は、お支払いするための要件が異なりますので、ご注意ください。